

平成20年8月18日

積み替え保管業者 様

財団法人新潟県環境保全事業団
エコパークいずもざき管理事務所

非飛散性アスベストの積み合わせによる搬入について（変更）

日頃より、当事業団の運営について御協力いただき、御礼申し上げます。

非飛散性アスベスト廃棄物の積み合わせ搬入につきましては、平成18年12月26日付け「積み替え保管に係る非飛散性アスベストの取扱い」により運用しているところですが、排出者様及び積み替え保管業者様からのご要望等を踏まえ、内容等を別紙のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。なお、主な変更内容は下記のとおりです。

今後とも、積み替え保管業者様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 安全管理講習について

【別紙 2(3)】 受講希望人数が多い場合等は、出張して臨時安全管理講習会を実施いたします。

2 搬入について

【別紙 4-2(6)】 マニフェスト・計量証明書は排出者様ごとにまとめて搬入票と一緒に提出をお願いいたします。

【別紙 4-3(4)】 非飛散性アスベスト（ガラス陶磁器くず）と同（石膏ボード）をやむを得ず混載搬入する場合は事前連絡をお願いいたします。

【別紙 4-3(6)】 ビニールシートにより梱包した物は、シート破損防止のため、ユニック車により搬入していただきますようお願いいたします。

担当：エコパークいずもざき管理事務所
管理課 嶋田
TEL：0258-41-7800
FAX：0258-41-7802

平成 20 年 8 月 18 日
エコパークいずもざき管理事務所

積み替え保管に係る非飛散性アスベストの搬入について

(アンダーラインは、変更・追加した部分)

1 契約

- (1) 契約は、各排出者様と当事業団の間で締結しますが、廃棄物処理委託申込書（以下、「申込書」という。）に関する問い合わせや契約書の送付窓口は、積み替え保管（積み合わせ搬入）業者様にお願いいたします。
- (2) 積み替え保管業者様でまとめて申込書をお送りいただければ、一括で契約手続きをいたします。
- (3) 契約番号は積み替え保管業者様ごとに同じ番号を使用させていただきます。
- (4) 申込書の添付書類は省略して結構ですが、申込書右上等に「積替え保管」等と記入するなど、積み合せ搬入の申し込みであることを明記してください。
- (5) 排出事業者コードは、各排出者様の安全管理講習受講及び契約書が当事務所へ到着したことを確認した後、積み替え保管業者様へお知らせいたします。

2 安全管理講習

- (1) 安全管理講習を受講されていない排出者様の廃棄物は搬入できませんのでご注意ください。
- (2) 臨時の安全管理講習を実施しています。日程については、当事業団ホームページのトピックスをご覧ください。
- (3) 受講希望者がおおむね 5 人（事業所）以上であって、会議室・電源等を積替え保管業者様で準備していただける場合は、出張による安全管理講習会を実施しますので、ご要望がある場合は事前にご相談ください。

3 搬入申し込み

- (1) 積み替え保管業者様のお名前でお申し込みを行ってください。
- (2) お申し込みの際は、「非飛散性アスベスト積み合わせ」と明記してください。
個別の排出者様名は記載しなくて結構です。

4 搬入

4-1 搬入時間

- (1) 受付処理に時間が必要なため、積み合せによる搬入はなるべく午後 4 時までにお願いたします。

4-2 搬入票等

- (1) マニフェストを排出者様ごとにお持ちください。
- (2) 排出者様から提出される排出現場ごとのアスベスト含有状況調査書（写し）をお持ちください。
- (3) 搬入票は通常用の紙ではなく、別紙「アスベスト積み合わせ搬入票」を使用し、1 行（欄）につき 1 マニフェスト分の排出業者名等を記載いただきますようお願いいたします。
- (4) 事前にマニフェスト 1 枚ごとの重量を計量証明事業所で測定し、結果を「アスベスト積み合わせ搬入票」に記載するとともに、発行された計量証明書を添付してください。（マニフェスト 1 枚につき計量証明書 1 枚が必要です。）

- (5) 同一排出者様で複数のマニフェストがある場合は、マニフェストに記載の個々の重量とあわせて積算した重量も記入して下さるようお願いいたします。
- (6) 受付作業を迅速に行うため、マニフェストと計量証明書及びアスベスト含有状況調査書（写し）をセットにし、搬入票に記載した順番で排出者様ごとにまとめて受付に提出して下さるようお願いいたします。また、マニフェスト破損防止のため、ホチキスの使用は避けるようお願いいたします。
- (7) 1 排出者様分（マニフェスト1枚）の非飛散性アスベスト廃棄物のみの搬入については、積み合わせ搬入又は通常搬入のどちらの方法でも結構です。
積み合せ搬入と通常搬入の提出書類
積み合せ：マニフェスト、計量証明書、アスベスト含有状況調査書（写し）、積み合わせ用搬入票
通常：マニフェスト、アスベスト含有状況調査書（写し）、通常の搬入票（受入廃棄物の重量は受付台貫による計量重量とします。）
- (8) マニフェスト及び搬入票に不備があると受入できませんので、記載にあたりましては十分にご注意願います。なお、搬入票記載にあたりましては別添記載例をご参照ください。

4-3 搬入方法

- (1) 搬入車両の荷台には、必ずシートをかけて搬入してください。
- (2) フレコンパックなどの梱包物には、マニフェストごとに当該マニフェストに係る梱包物であることが識別できるように、表面に名称、番号などを表示してください。
- (3) 梱包物を積み込む際は、積み込み完了後に全ての梱包物の名称等表示が容易に目視確認できるように、又、それぞれの梱包物の内容物確認が容易にできるように留意し、高く積み上げないでください。
- (4) 非飛散性アスベスト（ガラス陶磁器くず）及び非飛散性アスベスト（石膏ボード）の積み合せ搬入は、品目ごとに別々に搬入することを原則としていますが、やむを得ず混載して搬入する場合は、必ず事前に連絡してください。
- (5) 不備のあったマニフェスト分の梱包物が識別できない場合や、不備のあった梱包物のみを持ち帰りできない場合は、全て持ち帰りとなってしまいますので、そのような状況を避けるため、ユニック車による搬入をおすすめします。
- (6) ビニールシートによる長尺物等の梱包物については、運搬時の荷崩れ等によりビニールシートが破損しないようにしっかり固定する等十分ご注意いただくとともに、荷降ろし時のビニールシート破損を防ぐため、必ずユニック車により搬入してください。

5 計量

- (1) 搬入時の計量は全体重量のみ行います。
- (2) 排出者様ごとの廃棄物の重量は、添付いただく計量証明書の重量とさせていただきます。
- (3) 計量票については排出者様別に作成し搬入時にお渡ししますが、都合により後日送付する場合がありますのでご了承ください。

6 請求

請求書は積み替え保管業者様ごとに作成しますが、請求明細には排出者様ごとに記載いたします。

(別紙)

非飛散性アスベスト積み合わせ用搬入票

搬入日

契約番号

搬入業者コード 搬入業者名

車両番号

廃棄物内容 非飛散性アスベスト

	排出業者 コード	排出業者名	マニフェスト番号	市町村 コード	保管業者計量結果 (kg)	エコパーク計量 結果(kg)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
	合計					

二重線内は記入しないでください。

1 申込書記載例

(別紙1)

「積替保管」
「積保」「・」等

廃棄物処理委託申込書

平成 年 月 日

財団法人 新潟県環境保全事業団
理事長 高橋 傳一郎 様

申込者(廃棄物の排出者)
住所 〒 -
新潟県 市 町**番地

2 積み合わせ用搬入票記載例

(別紙)

非飛散性アスベスト積み合わせ用搬入票

搬入日

契約番号

搬入業者コード 搬入業者名

車両番号

廃棄物内容 非飛散性アスベスト ↑ いずれかに を記入

	排出業者 コード	排出業者名	マニフェスト番号	市町村 コード	保管業者計量結果 (kg)	エコパーク計量 結果(kg)
1	90000	A(株)	9999999999	0999	180	
2	90011	(株)B	9999999910	0998	550	
3	90022	(有)C	9999999921	0997	250	計450
4	"	"	9999999922	"	200	
5			↑			
6			左から10桁の数値			
25						
	合計				1,180	

二重線内は記入しないでください。